

報道関係者各位

長期署名（電子署名およびタイムスタンプ）サービス開始

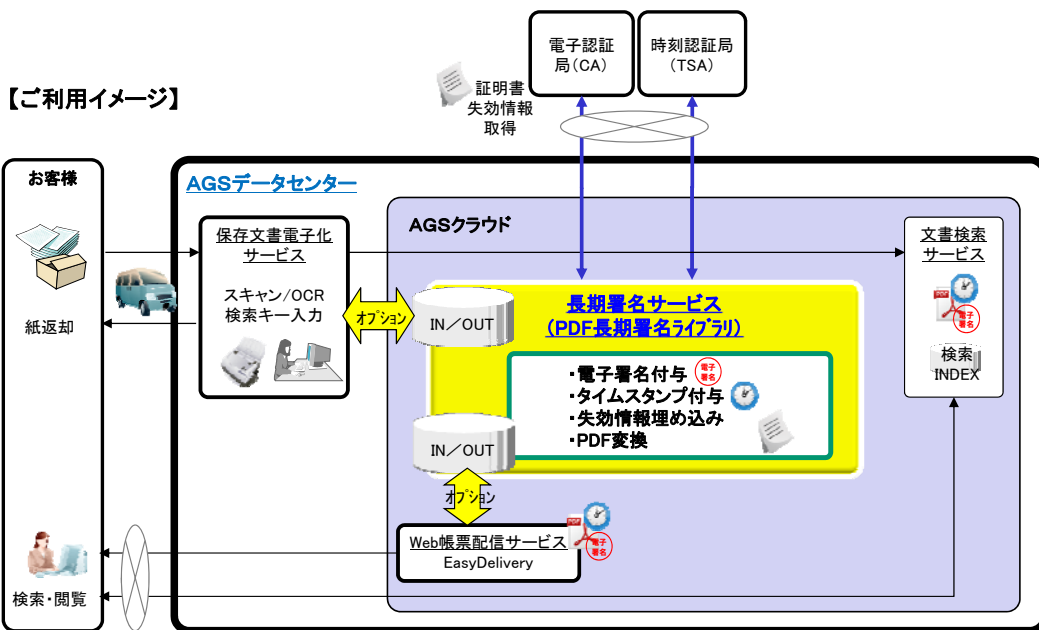
～電子文書の「完全性証明」「存在証明」に！～

AGS株式会社（本社：さいたま市浦和区、代表取締役社長 小川修一 東証一部上場 証券コード：3648、以下当社）は、長期に亘り紙文書と同等の効力が法的に認められる電子署名及びタイムスタンプを電子データに付与する「長期署名サービス」を平成26年4月1日より開始いたしました。

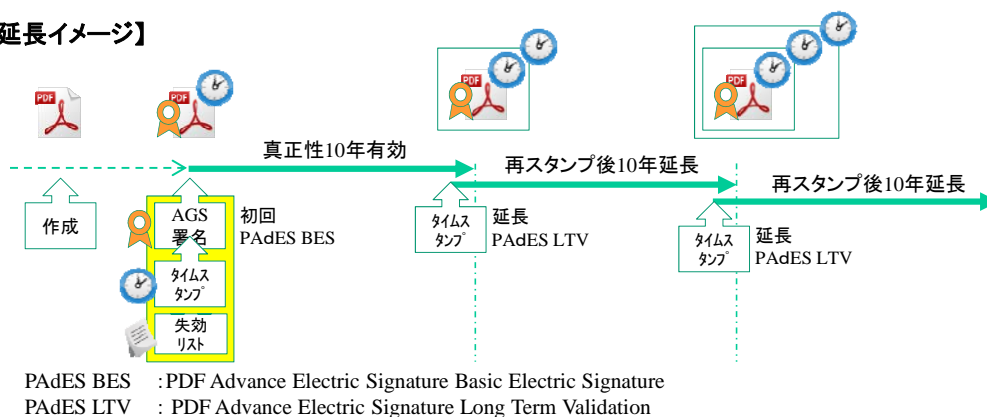
【サービス概要】

本サービスは、スキャン保存した画像データ（PDF）に対して電子署名とタイムスタンプを付与するサービスです。さらに、国際規格であるPDFの長期署名「PAdES」に対応しているため、繰り返しタイムスタンプを付与することで10年以上の延長が可能となります。

当社の紙文書をスキャナ保存する「保存文書電子化サービス」またはWeb帳票配信サービス「EasyDelivery」と組み合わせてご利用頂くオプションサービスとしてご提供いたします。



【延長イメージ】



【背景と目的】

e - 文書法の制定によって、元から電子データとして作成された文書だけでなく、紙文書をスキャンした電子化ファイルに対しても一定の要件を満たせば正規の文書として保存が認められるようになりました。対象になるのは、見積書、注文書、請求書といった国税関係書類、同意書などの医療関係書類、定款や株主総会・取締役会の議事録の会社関係書類などがあります。紙文書を電子化することで「検索性向上による業務効率化」「保管業務に係るコスト削減」「BCP対策としての外部保管による紙消失のリスク軽減」という効果があります。更に電子署名、タイムスタンプを付与することで「誰が、いつ作成し、改ざんされていない」といった法的有効性をもつことができます。

そこで、紙文書をスキャン保存するサービスを展開している当社として、e - 文書法に対応した電子署名、タイムスタンプおよび長期保管のニーズに対応できる「長期署名サービス」を開始することといたしました。

【特長】

- ◆ ワンストップサービス
 - ・紙文書のスキャナ保存「保存文書電子化サービス」から検索「文書検索 SaaS サービス」まで一貫したサービスをご提供します。
- ◆ 電子署名法第4条第1項の特定業務認定業者の特定認証業務に基づく電子証明書による署名を付与します。
 - ・誰が作成したのか、改ざんされていないことの検証ができます。
- ◆ 一般財団法人日本データ通信協会のタイムビジネス信頼安心認定制度の認定事業者の発行するタイムスタンプを付与します。
 - ・いつからその文書が存在し、改ざんされていないことの検証ができます。
- ◆ 国際規格であるPDFの長期署名「PA d E S」に対応しております。
 - ・一般の電子署名では2年程度の有効期間しかないため長期保存に適していませんでしたが、「PA d E S」に対応することで長期保存が可能となります。

【関連URL】

<http://www.ag.s.co.jp/service/information/tyokisyomei.html>

【料金】

- ・「保存文書電子化サービス」のオプションの場合、月額費用50,000円（5,000文書まで）となります。
- ・「E a s y D e l i v e r y」のオプションの場合、帳票数により個別見積りとなります。

【当社の概要】

名 称 : A G S株式会社

代 表 者 : 代表取締役社長 小川 修一

所 在 地 : 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目3番25号

設 立 : 1971年7月

資 本 金 : 1,398百万円

主な事業 : 情報処理サービス、ソフトウェア開発、その他情報サービス、システム機器販売

URL : <http://www.ags.co.jp/>

【サービスに関するお問合せ先】

A G S株式会社 事業推進本部営業統括部 (担当 : 江藤)

TEL. 048-825-6177 e-mail eitou.ml@ags.co.jp

【本リリースに関するお問い合わせ先】

A G S株式会社 企画部 (担当 : 吉田、橋本)

TEL. 048-825-5975 FAX. 048-825-6959 e-mail ir.ml@ags.co.jp

※ ニュースリリースに掲載されている商品・サービスの価格、仕様、その他の情報は、発表時点の情報です。その後予告なしに変更となる場合があります。

以上

「保存文書電子化サービス」オプション

e文書ソリューション 長期署名サービス

e文書法の制定によって、国税関連の書類や医療／建設／知的財産などの権利保護のための書類において、有効性を保持した長期保管が求められています。

長期署名の必要性

e文書法の制定によって、電子文書を紙文書と同じ10～20年といった長期に渡って保存することが認められてきました。

国税関連書類は7年、会社法関連では10年、民法上の訴訟リスクに対応する場合、時効期間を考えると20年程度の保存が必要です。

電子署名の有効期限(署名法では最長5年)を超えて署名検証できないため、タイムスタンプと組み合わせた長期署名によって署名検証を維持・継続する必要があります。

長期署名が求められる分野

- | | |
|---------------|--------------------|
| ◆ 国税関連書類 | 請求書、納品書、見積書、注文書など |
| ◆ 医療関連書類 | 患者向け説明資料、同意書、紹介状など |
| ◆ 製造関連書類 | 製品図面など |
| ◆ 知的財産・特許関連書類 | 研究ノート、実験報告書、設計図など |

電子文書の問題点

- ◆ 作成者の確定が困難(なりすまし)
- ◆ 作成時期の確定が困難
- ◆ 他の者に内容を書き換えられていないか判別が困難(改ざん)

対応策

紙文書と同じく電子文書を証拠とするためには、電子文書が本人の意志に基づき作成されたことを示す必要があります。

- ◆ 「誰が作成したか」 ⇒ 「電子署名」
 - ◆ 「改ざんされていないか」 ⇒ 「電子署名」
 - ◆ 「いつ作成されたか」 ⇒ 「タイムスタンプ」
- の両方をつけて適切に管理することが求められています。

電子文書の「完全性証明」「存在証明」に！

電子署名サービス

「誰が」「何に」を保障

- ◎ 署名者が確認できる (本人性証明)
- ◎ その文書は改ざんされていない (完全性証明)



タイムスタンプサービス

「いつ」を保障

- ◎ ある時刻にその文書が存在していた (存在時刻証明)
- ◎ その文書は改ざんされていない (完全性証明)

「長期署名」

延長タイムスタンプ

タイムスタンプを重ねることで、長期に渡り元の文書の有効性を保障します。



電子データを証拠として利用するには・・・

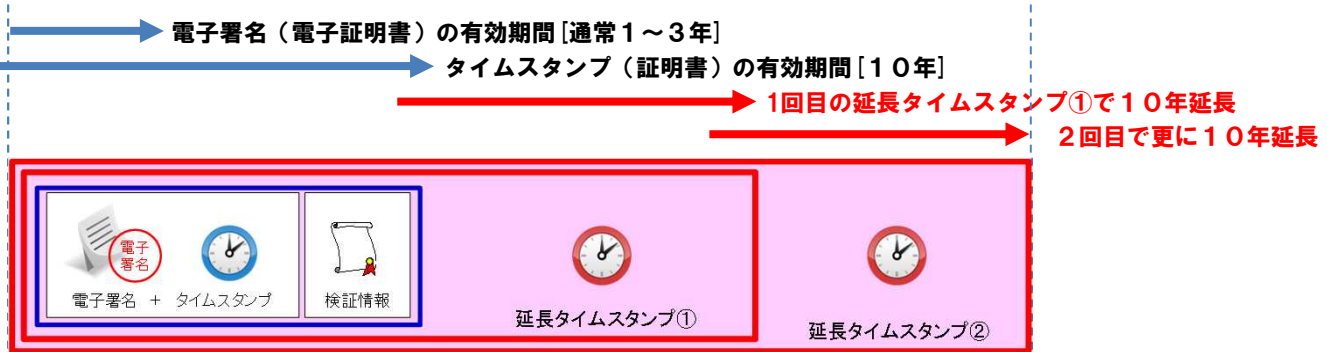
- ◎ どのような状態で電子データが保存されていたか
- ◎ 誰が管理していたか
- ◎ 管理に関する規則はどうか
- ◎ 管理状態はどうであったか

単にPDFファイルなどを単体で提出するのではなく、業務フロー、運用チェック、その電子データの元々の作成経緯や作成者との関連、証拠化した際の状況などの情報とともに示すことが有効です。

文書電子化業務の実績豊富なAGSがご支援致します

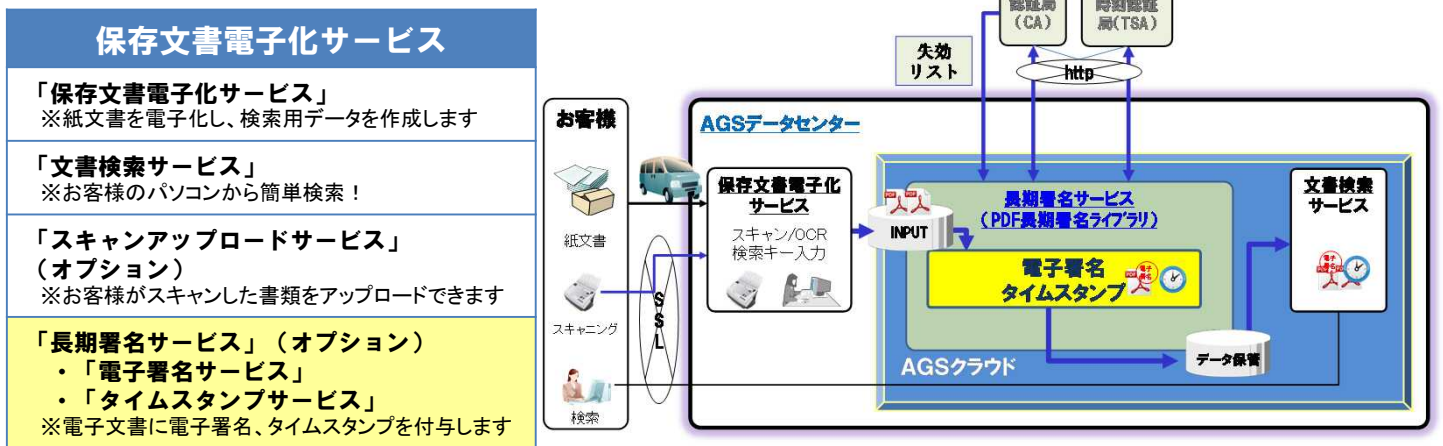
長期署名(延長タイムスタンプ)とは・・・

※有効期限内にタイムスタンプをさらに重ねることで長期にわたり元の文書の有効性を保証します。
(長期署名フォーマット)



※電子証明書、タイムスタンプの有効期間は、認証局によって異なります。

全体概要図



特徴

万全なセキュリティ環境

万全なセキュリティを誇るAGSのデータセンター「さいたまiDC」にてお客様の大切なデータをお預かりします。



紙文書の電子化から閲覧まで、一貫したサービスをご提供

大量の紙文書の電子化から電子文書を閲覧する検索サービスまで、一貫したトータルサービスをご提供します。



長期署名の延長

重要な電子文書の有効期限切れのないように検証データを自動延長(延長タイムスタンプ付与)します。



AGS株式会社 URL: <http://www.ags.co.jp/>

【本社】
〒330-0075
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-3-25
TEL: 048-825-6000 FAX: 048-822-7337
【東京本社】
〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-21-11 オーク池袋ビル4階
TEL: 03-3984-8471 FAX: 03-6386-0911
【浦和ソリューションセンター】
〒336-0027
埼玉県さいたま市南区沼影1-13-1 ナリア・テラス3階
TEL: 048-839-5611 FAX: 048-877-3500



JQA-IM0097
受託計算業務
に關する汎用機
システムの運用
管理及びIDCの
運用監視



JQA-EM5590
本社、浦和SC



JQA-IT0050
システム運用部

お問い合わせ先

営業統括部

TEL: 048-825-6177 FAX: 048-825-6082
email: eitou.ml@ags.co.jp

※ 本パンフレット記載の内容は、2014年3月現在のものです。
※ 本パンフレット記載の内容は、その後の改良等により、予告なく変更することがあります。
AGSはチャレンジ25キャンペーンに参加しています
本パンフレットは再生紙を利用してあります

